

## 中国における知的財産専門裁判所(北京、上海、広州)の現状

中原信達知識産権代理有限公司

Yuanyuan Zhang



中原信達知識産権代理有限公司(CHINA SINDA Intellectual Property Ltd.)は、1993年に設立された知的財産専門の法律事務所。北京、ワシントンD.C、東京、ミュンヘン、シンガポールに事務所を有する。Yuanyuan Zhang 弁護士は、商標、著作権、特許などの分野における、訴訟および法律サービスを専門としている。

「北京、上海および広州における知的財産法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」に基づき、2014年11月6日に北京知的財産法院が、2014年12月16日に広州知的財産専門法院が、2014年12月28日に上海知的財産専門法院が、それぞれ設立された。これら3つの知的財産法院は、中国初の知的財産専門裁判所である。

北京、上海、広州の知的財産法院は、その管轄地域内における以下の民事事件および行政事件について、第一審裁判所として管轄権を有する。

- (1) 専利（特許、実用新案、意匠を含む、以下同じ）
- (2) 植物新品種
- (3) 半導体集積回路の回路配置
- (4) 営業秘密および技術ノウハウ
- (5) コンピュータソフトウェア
- (6) 著作権、商標、不正競争行為に関する国務院の各部門および県レベル以上の地方人民政府が行った行政行為に対する行政事件
- (7) 著名商標の認定に関する民事事件

また、北京、上海、広州の知的財産法院は、著作権、商標、技術契約、不正競争等の知的財産権に関して、知的財産法院が所在する都市において、基層人民法院が

第一審として下した民事上または行政上の知的財産関連判決に対する控訴事件を扱う。

さらに、以下の行政事件は、北京知的財産法院の第一審専属管轄権に属する。

(1) 専利、植物新品種、半導体集積回路の回路配置等の知的財産権の権利付与及び効力に関する国務院各部門の裁定または審決に不服を申し立てる行政事件

(2) 専利、植物新品種または半導体集積回路の回路配置に関する国務院各部門の強制許諾の決定および強制許諾の実施料または報酬に関する裁定に不服を申し立てる行政事件

(3) 知的財産権の権利付与及び効力に関する国務院各部門のその他行政行為に不服を申し立てる行政事件

北京知的財産法院および上海知的財産法院の管轄権は、その直轄市に限定されている一方、広州知的財産法院の管轄権は、広東省全域（深圳を除く）に及ぶ。

2015年11月7日に開催された2015年国家知的財産強化フォーラムにおいて北京知的財産法院の法院長である宿遲氏の発表によれば、過去1年間で、北京知的財産法院は7,918件の事件を受理している。内訳は、第一審事件が6,699件、第二審事件が1,204件、再審事件が15件である。また、全体の約75パーセントが行政訴訟であり、全体の約40パーセントは、海外の企業または個人が当事者として関与する事件である。

2015年11月6日時点で終結している3,250件の事件のうち、1,200件が民事事件であり、2,050件が行政事件である。このうち2,275件が第一審事件、975件が第二審事件である。終結した行政訴訟事件2,050件のうち、179件が専利に関するもの、1,871件が商標に関するものである。11件の専利復審委員会(特許庁審判部)の審決が取り消され、269件の商標評審委員会(商標局審判部)の審決が取り消された。

広州知的財産法院は、事件受理室、専利法廷、著作権法廷、商標および競争法廷の4つの部門から構成される。広東省は、中国で最も知的財産紛争事件が多い地域の一つである。広州知的財産法院は、一年で4,862件の事件を受理し、そのうちの2,820件が第一審事件、2,035件が第二審事件、7件が再審事件である。受理された事件のうち、99パーセントが民事事件であり、行政訴訟はわずか1件である。昨年、3,238件の事件が、広州知的財産法院の13名の裁判官の処理により終結した。

上海知的財産法院は、事務管理、当事者事務および人的管理、規律検査および監督、執行、執行官サービスおよび物流サポート機能を、上海第三中級人民法院と共有している。上海知的財産法院には、技術調査室と2つの司法法廷がある。2つの司法法廷のうち、第一法廷は、専利、著作権および反トラスト（独占禁止法）に関する民事事件および行政事件を審理する。第二法廷は、コンピュータソフトウェア、商標、不正競争、半導体集積回路の回路配置、植物新品種、その他知的財産権契約に関する民事事件および行政事件を審理する。上海知的財産法院は、設立された2014年12月28日からの一年間で、2,976件の各種事件を受理し、2,156件について判決を下した。

これらの3つの知的財産法院により、合計で15,000件以上の事件が受理され、8,644件が、法院の設立から1年以内に終結した。3つの知的財産法院の裁判官は、一人あたり平均して約200~300件の事件を扱っていることになる。この事件処理数の多さは、知的財産法院が迅速かつ効率的に判決を下していることを示している。

知的財産事件の一番の特徴は、その多くにおいて複雑な技術が関連している点である。ハイテク事件の処理効率を確保し、技術的事実の調査段階における専門性と中立性を向上させるために、技術調査官の制度が知的財産法院に導入されている。2015年10月末までに、北京知的財産法院は、中国科学院や北京大学等の大学や、通信、化学およびコンピュータ等の産業分野における専利局専利審査協力センター等の施設から、37名の技術調査官と27名の技術専門家を指名した。

技術調査官は、事件の審理に参加し、具体的な技術紛争に関するアドバイスを提供することにより、複雑な証拠に対する裁判官の理解を助けることを任務としている。コンピュータソフトウェアに関する技術の事実認定に際し、技術調査官が重要な役割を果たした最初の事件として、2015年4月22日に広州知的財産法院により審理された著作権侵害事件がある。

2015年10月22日、北京知的財産法院は、化学薬品および医薬に関する専利の行政訴訟の審理において、専利審査協力センター（北京オフィス）の審査官を技術調査官として招聘した。技術調査官の参加によって、複雑な技術にかかる事件において、技術用語の解釈だけでなく、技術的見解が提供される。その結果、事実認定をより正確に行えるようになり、裁判所の事件処理能力がさらに向上することになる。

さらに、3つの知的財産法院（特に上海知的財産法院および北京知的財産法院）では、法院長および法廷長により裁判の標準化に向けた取り組みが行われている。上海知的財産法院では、法院の設立後8ヶ月内に、全事件の約10パーセントにおいて、法院長または法廷長を含む合議体によって判決が下された。2015年1月～12月には、北京知的財産法院の3名の法院長および4名の法廷長が、763件の事件を受理し、602の事件について判決を下した。法院長および法廷長により審理されて終結した事件は、北京知的財産法院において終結した全事件の11.08パーセントを占める。

法院長の審理する時間を確保するため、北京知的財産法院は、「法院長審理週間（Court Leader Hearing Week）」制度を確立した。法院長が審理する事件は通常、複雑な事件であるか、何らかの新規な争点に関わるものである。法院長および法廷長によってこれら事件を審理することにより、主に法律の解釈や法律適用の方法に関して書面的に（判決文の書き方について）指導する効果が生じ、例えば携帯ゲームの保護やインターネット環境における競争関係の定義などの具体的問題に関する明確な指針を提供することができるようになった。

さらに、3つの知的財産法院は、訴訟によって権利行使をする知的財産権保有者を支援するために、例えば、仮差止命令の認容や証拠保全および仮処分の実施といった法的手続の積極的な利用や、侵害による損害賠償および弁護士費用の実質的増額、小規模な商品市場に参加する者の侵害品取扱いへの規制責任の強化などにより、知財権侵害責任の強化を図っている。広州知的財産法院では、2015年8月までに、400以上の事件において、証拠保全、裁判所による証拠収集、仮差止命令等の救済措置の申請が認められた。

一方で、まだ専門知識と経験の不足により、裁判所が類似する事件に対して異なる処理を行うことも少なくない。しかし、知的財産関連の事件に関しては、知的財産法院が専門性を発揮し相互連絡することによって、判決に関する標準的なガイドラインを確立することが可能になる。3つの知的財産法院が現在行っている取組によって、知的財産関連の事件に関する司法サービスの透明性向上および効率化が期待される。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)